【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年６月28日
【会社名】	日神不動産株式会社
【英訳名】	NISSHIN FUDOSAN Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　堤　幸芳
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目８番１号
【電話番号】	03(5360)2011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務兼執行役員　管理部門担当 黒岩　英樹
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目８番１号
【電話番号】	03(5360)2011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務兼執行役員　管理部門担当 黒岩　英樹
【縦覧に供する場所】	日神不動産株式会社　横浜支店 （横浜市中区弁天通２丁目26番地２） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、2019年６月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年６月26日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金16円　　総額750,493,248円

ロ　効力発生日

2019年６月27日

第２号議案　吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行を目的として、当社が営む分譲マンションの企画・販売及びこれに関連する事業並びにこれに関連して有する権利義務を当社の100%子会社である日神不動産販売株式会社に2020年１月１日（予定）を効力発生日として承継させる内容の吸収分割契約を承認するものであります。

第３号議案　定款一部変更の件

持株会社体制へ移行することに伴い、所要の変更を行うとともに、責任限定契約を締結できる役員の範囲の見直し、一部表記の修正を行うものであります。

第４号議案　監査役４名選任の件

監査役として、吉住清隆、藤岡重三郎、小島徹也、吉野裕介の各氏を選任するものであります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役として、神守恭二氏を選任するものであります。

第６号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役佐藤哲夫及び退任監査役仲野滋夫の両氏に対し、当社における所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

第７号議案　社外取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

社外取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴い、現在の社外取締役２名及び重任された監査役３名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給を行うものであります。その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、社外取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	413,237	3,511	6	（注）１	可決　99.16
第２号議案	416,391	357	6	（注）２	可決　99.91
第３号議案	415,379	1,369	6	（注）２	可決　99.67
第４号議案					
吉住　清隆	410,869	5,879	6	（注）３	可決　98.59
藤岡　重三郎	404,356	12,392	6		可決　97.03
小島　徹也	404,924	11,824	6		可決　97.16
吉野　裕介	416,348	400	6		可決　99.90
第５号議案					
神守　恭二	386,122	30,626	6	（注）３	可決　92.65
第６号議案	233,280	143,778	39,696	（注）１	可決　61.87
第７号議案	241,287	135,771	39,696	（注）１	可決　63.99

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上